



2025年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 本 彰 彦
(コード番号: 2588 東証スタンダード)
問合せ先 経 営 管 理 本 部 I R 部
(<https://premiumwater-hd.co.jp/contact/>)

特定の株主からの自己株式の取得及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月23日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に、下記のとおり「特定の株主からの自己株式の取得の件」を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。スタンダード市場における上場会社は、流通株式数（2,000単位以上）、流通株式時価総額（10億円以上）に加え、流通株式比率が25%以上という上場維持基準を満たさなければなりません。

しかしながら、2025年9月末現在において、株式会社光通信及び同社の関係会社（以下「光通信グループ」といいます。）の当社普通株式の保有割合は約69.5%（株式会社光通信が30.51%、株式会社光通信の100%子会社である株式会社HCMAアルファが38.98%）と高く、当社の流通株式比率は約19%にとどまっており、上場維持基準を充足しておりません。

そのため、上場廃止のリスクを回避し、投資家からの信頼を確保するには、流通株式比率を引き上げる資本政策の実行が不可欠であると認識しております。

当社は、株式会社光通信が保有する当社普通株式の全部となる9,046,070株を自己株式として取得及び消却し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行することで、流通株式比率を引き上げ、上場会社としての要件である流通株式比率25%以上の充足を目指し、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、株式会社光通信から相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1)	取得する株式の種類	当社普通株式
(2)	取得する株式の総数	9,046,070株を上限とする。
(3)	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭とする。
(4)	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額	28,250,876,610円を上限とする。 (注) 上記金額は、2025年12月11日（取締役会決議日）の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値を基準として算出した見込額です。実際の交付金銭等の総額は、2026年1月23日開催予定の臨時株主総会の前日である2026年

		1月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値（直前における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）に取得する株式の総数を乗じて得た額といたします。
(5)	株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法	2026年1月23日開催予定の臨時株主総会の前日である2026年1月22日の当社普通株式の東京証券取引所終値（直前における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%を割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）といたします。
(6)	取得期間	2026年3月2日から2026年3月6日まで
(7)	取得先	株式会社光通信

3. 取得先の概要

(1)	商号	株式会社光通信
(2)	所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
(3)	代表者	代表取締役社長 和田英明
(4)	事業内容	電気・ガス事業、通信事業、飲料事業、保険事業、金融事業、ソリューション事業、取次販売事業
(5)	当社との関係	当社の株主であります。

4. 自己株式取得の条件

本臨時株主総会において、定款の一部変更に関する議案、株式会社光通信に対する種類株式発行に関する議案並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

5. 消却に係る事項の内容

(1)	消却する株式の種類	当社普通株式
(2)	消却する株式の総数	上記2により取得した自己株式の全株式数
(3)	消却予定期日	2026年3月6日

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(1) 支配株主との取引該当性及び方針適合性

本自己株式取得における取得先及び同日付で当社が第三者割当の方法によりB種種類株式を発行すること（詳細は、本日公表の「第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ」をご確認ください。）における割当予定先は、当社の親会社（支配株主）である株式会社光通信であります。

これら第三者割当による種類株式の発行と自己株式の取得に係る一連の取引（以下「本件取引」といいます。）は、当社の支配株主との取引に該当いたします。

当社は、2025年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を「当社は、親会社からの独立性の確保を前提とした事業運営を基本方針としております。親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正

かつ適正に決定しております。また、これらの取引の決定については、取締役会等が当社の社内規程等に基づいて親会社とは独立して最終的な意思決定を行っており、少数株主の利益を損ねるがないように留意しております。なお、当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引について、経営陣や支配株主から独立した立場で審議を行うことで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として特別委員会を設置しております。特別委員会は、取締役会の諮問に応じて、支配株主又は主要株主との取引に係る必要性、合理性、相当性を判断するとともに、取締役の関連当事者取引に該当する事項や当社の経営ないし統治機構に関する重要な事項として諮問を受けた事項について審議し、その結果を取締役会に答申いたします。」と定めております。

本件取引についても、この基本方針に則り取引条件及び手続きを公正かつ適正に決定しており、本取引は当該指針に適合するものと考えております。

なお、上記のとおり、当社は支配株主との取引に際して特別委員会に諮問し得る体制を整備しておりますが、本件取引については、当社の判断として特別委員会への諮問は行っておりません。

これは、本件取引が、①自己株式取得と同数・同等の権利内容を有するB種種類株式の発行を組み合わせることで、光通信グループの経済的地位及び議決権比率に実質的な変動を伴わない構成であること、②取得価額及び発行価額がいずれも当社普通株式の市場価格（本臨時株主総会前日の終値の90%）を基準として算定され、対価の公正性が客観的に担保されていること、③本件取引の実施は当社臨時株主総会における承認を条件としていることから、利益相反の顕著なおそれが生じる類型の重要な取引には該当しないと判断したためです。

もっとも、本件取引が支配株主との取引に該当することを踏まえ、当社は、特別委員会に代わる外部の独立した専門家による第三者意見として、阿部・井窪・片山法律事務所（弁護士 須崎利泰）から、本件取引が当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を取得しております。

これらの措置により、当社は、本件取引の公正性が確保され、少数株主の利益が不当に害されることのないよう十分に配慮したものと考えております。

（2）公正性・利益相反回避のための措置

本件取引の検討にあたって、当社は取引手続の適法性及び意思決定過程の公正性を確保するため、当社及び株式会社光通信との間に利害関係を有しない外部の専門家からの助言を受けております。

また、本件取引の条件面においては、発行するB種種類株式と取得する自己株式（普通株式）の数を同数（9,046,070株）とし、B種種類株式には普通株式と同等の議決権及び経済的権利を付与するとともに、引受人の要請により同数の普通株式に転換できる条項を設定しております。これらの条件を前提に、B種種類株式の発行価額と自己株式の取得価額を当社普通株式の市場価格を基準として同一に設定することで、当社既存株主における持分比率や議決権比率に実質的な変動を生じさせることなく、上場会社として満たすべき流通株式比率の向上を図る構成としております。

本件取引に関し、光通信グループとの間で利益相反の問題が生じるおそれのある当社取締役（株式会社光通信在籍の取締役）は当該取引に関する協議・交渉及び本日開催の取締役会での審議から除外し、本取引に利害関係を有しない取締役のみで審議・決議を行いました。その結果、当社取締役会では、出席した取締役全員の賛成により、本第三者割当及び本自己株式取得を承認いたしました。

以上の措置により、本件取引の公正性が確保され、当社少数株主の権益が不当に害されることはないものと判断しております。

（3）少数株主に不利益でないことに関する意見（社外取締役及び第三者）

2025年12月11日開催の当社取締役会において、当社の独立社外取締役全員より、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見が表明されております。

また、第三者意見として、同日付で独立した阿部・井窪・片山法律事務所（弁護士 須崎利泰）から、「本件取引は、少数株主にとって不利益なものでないと認められる。」旨の意見書を、2025年12月11日付で入手しております。意見書の概要は次のとおりです。

（意見書の概要）

① 本件取引の目的及び支配株主と取引を行う必要性

本件取引は、当社が上場維持基準として求められる流通株式比率25%以上の充足を図るため、株式会社光通信保有の当社普通株式の全部を自己株式として取得し、その代替としてB種種類株式を発行するものであり、上場会社としての要件を維持し、株主価値を確保する上で合理的な目的を有するものと認められる。

② 対価の公正性

本件取引におけるB種種類株式の発行価額及び自己株式の取得価額は、いずれも当社普通株式の東京証券取引所終値の90%を基準として算定するものとされ、同一の価格とされていることから、市場実勢を反映した合理的かつ公正な条件であると認められる。

また、本件取引は、本第三者割当の発行価額と本自己株式取得の取得価額が同一であり、かつ対象となる株式数も同一であることから、光通信グループに特別な経済的利益をもたらすものではなく、当社少数株主の経済的利益を損なうものではなく、対価の公正性は保たれていると認められる。

他方、流通株式比率を25%以上に引き上げる手段として、光通信グループによる市場での株式売却という選択肢も理論上は存在する。しかし、光通信グループには売却の意向がなく、また当社としても強固な資本・事業協力関係の維持が事業上重要であること、さらに大量売却による市場への影響も踏まえると、現実的な対応策とはいえない。

また、第三者への普通株式発行により流通株式比率を引き上げる方法も考えられるが、その場合には光通信グループの議決権比率が低下し、安定的関係に影響が及ぶおそれがあるほか、必要となる発行株式数も相当規模となり、結果として現在予定している第三者割当と同程度の希薄化が生じる点で、少数株主にとって必ずしも望ましい代替策とはいえない。

これらを踏まえると、当社が上場維持基準である流通株式比率25%以上を確実に満たしつ

つ、光通信グループの議決権比率及び実質的持分関係を維持する手段としては、光通信保有株式の自己株式取得と、同数・同等の経済的権利を有するB種種類株式の発行を組み合わせる本件取引が最も合理的であると評価される。

なお、本件取引に伴い約1億1,360万円の発行諸費用が見込まれるが、これらは登録免許税等、増資に通常必要となる費用であり、光通信グループに特段の利益を与える性質のものではなく、少数株主の利益を不当に害するものでもない。

以上より、本第三者割当は希薄化率が25%を上回るもの、上場維持基準を達成するうえで他に現実的かつ適切な代替手段はなく、本件取引は必要かつ相当であると判断される。

③ 意思決定過程の公正性

本件取引の審議及び決議においては、株式会社光通信在籍の取締役を除外したうえで意思決定が行われ、外部専門家の助言を受けながら慎重に検討がなされている。

加えて、本第三者割当及び本自己株式取得のいずれも、当社が開催する予定の臨時株主総会に議案を付議し、これらの議案が可決承認されることを条件として実施するものとされており（しかも、本自己株式取得の議案については、株式会社光通信は議決権を有しないことから、株式会社光通信を除いた株主による可決承認が条件とされており）、利益相反を回避するための適切な措置が講じられていると認められる。

以上の点を総合的に勘案し、当該意見書においては、「本件取引は当社少数株主にとって不利益ではないと認められる。」旨の結論が示されております。

7. その他

(1) 本自己株式取得により取得する自己株式の処分方針

当社は、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である流通株式比率25%以上を充足することを目的として、本自己株式取得を実施いたします。

本自己株式取得は、特定の株主（株式会社光通信）が保有する当社普通株式の全部を相対取引により取得し、その代替として未上場のB種種類株式を発行することで、流通株式比率を引き上げるもので、取得した自己株式については、自己株式取得完了後、取締役会において自己株式の消却を決議する予定です。

当社は、株式会社光通信との強固な事業関係を維持しつつ、本取引により流通株式比率の改善を図り、株主共同の利益及び当社の企業価値の維持・向上に資するものと考えております。

(2) 本自己株式取得における取得価額

本自己株式取得にあたって、株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、前記「2. 取得に係る事項の内容（5）株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法」に記載のとおりとし、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第3項による売主追加請求権は生じません。

(3) 本自己株式取得の最終的な取得価額等の詳細は、確定次第速やかに開示いたします。

以上